

【法定雇用率2.7%が適用される機関】

(令和6年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計（5機関）	人 8,937.5	人 190.0	% 2.13	人 54.0	
札幌市教育委員会	8,375.0	173.0	2.07	53.0	
士幌町教育委員会	73.0	1.0	1.37	0.0	
滝川市教育委員会	163.0	6.0	3.68	0.0	
岩見沢市教育委員会	221.0	9.0	4.07	0.0	
中標津町教育委員会	105.5	1.0	0.95	1.0	

注 1 7(1)の表の注釈1～3と同様。

2 ① 森町については、11月1日時点において、障害者の数9.0人となり不足が解消された。

② 奥尻町については、10月1日時点において、障害者の数3.5人となり不足が解消された。

③ 南富良野町については、12月1日時点において、障害者の数2.0人となり不足が解消された。

④ 北見市については、12月1日時点において、障害者の数45.5人となり不足が解消された。

⑤ 古平町については、10月15日時点において、障害者の数2.0人となり不足が解消された。

⑥ 深川市については、12月1日時点において、障害者の数13.0人となり不足が解消された。

⑦ 釧路市については、10月4日時点において、障害者の数66.5人となり不足が解消された。

⑧ 釧路町については、7月12日時点において、障害者の数6.0人となり不足が解消された。

⑨ 猿払村については、11月6日時点において、障害者の数3.0人となり不足が解消された。

⑩ 寿都町については、11月29日時点において、対象職員数71.0人となり不足が解消された。

⑪ 札幌市水道局については、10月1日時点において、障害者の数17.0人となり不足が解消された。

⑫ 市立札幌病院については、7月1日時点において、障害者の数23.0人となり不足が解消された。

3 備考欄の「特例認定」とは、「当該機関」と人的関係が緊密である等の当該機関以外の「他の機関」の申請に基づき、北海道労働局長の認定を受けた場合に、他の機関に勤務する職員を当該機関に勤務するとみなすものである。

(3) 独立行政法人等の雇用状況【法定雇用率2.8%】

(令和6年6月1日現在)

法 人 名	① 対象労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計（13法人）	人 10,801.5	人 280.0	% 2.59	人 28.0	
国立大学法人 北海道大学	5,015.0	118.5	2.36	21.5	
国立大学法人 北海道教育大学	627.0	19.0	3.03	0.0	
国立大学法人 旭川医科大学	1,370.5	34.0	2.48	4.0	
国立大学法人 北海道国立大学機構	591.5	18.0	3.04	0.0	
国立大学法人 室蘭工業大学	238.5	10.0	4.19	0.0	
北海道公立大学法人 札幌医科大学	1,556.0	41.5	2.67	1.5	注4
公立大学法人 札幌市立大学	100.0	2.0	2.00	0.0	
公立大学法人 公立はこだて未来大学	77.0	3.0	3.90	0.0	
公立大学法人 旭川市立大学	83.0	2.0	2.41	0.0	
公立大学法人 千歳科学技術大学	70.0	2.0	2.86	0.0	
公立大学法人 釧路公立大学	45.5	0.0	0.00	1.0	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	976.5	29.0	2.97	0.0	
地方独立行政法人 広尾町国民健康保険病院	51.0	1.0	1.96	0.0	

注) 1 ①欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

4 北海道公立大学法人 札幌医科大学については、10月21日時点において、障害者の数43.5人となり不足が解消された。